

令和8年度 第2回 安曇野市自立支援協議会 資料集

番号	項 目	ページ
資料1	安曇野市自立支援協議会設置要綱	P 1 ~ 2
資料2	令和8年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告	P 3 ~ 4
資料3	令和8年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告	P 5 ~ 7

安曇野市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき、安曇野市における障害者等の相談支援の個別事例への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備についての協議をおこなうとともに、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、安曇野市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業の中立・公平性を確保し、実績・運営評価・選定の実施に関すること。
- (2) 安曇野市障害福祉計画等策定に関わる意見・具体化に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (4) 関係機関によるネットワークの構築・強化等に向けた情報共有に関すること。
- (5) 安曇野市におけるニーズの把握、社会資源の開発・改善に関すること。
- (6) 障害者総合支援法の円滑な推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、市内に在住若しくは勤務する次に掲げるもののうち18名以内をもって構成する。

- (1) 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の福祉関係団体並びに関係団体の関係者
 - (2) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
 - (3) 指定相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者の関係者
 - (4) 障がい者等及びその家族の関係団体の代表
 - (5) 障がい者施策の識見を有する者
 - (6) その他障がい福祉事業の公平性や中立性を確保する観点から必要と認められる者
- (役員)

第4条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選によって選出し、任期は2年とする。
 - 3 副会長は、会長の指名によって選出し、会長を補佐する。任期は2年とする。
 - 4 役員が異動・退職・疾病等やむを得ない理由でその任務を果たせないときは協議会の承認を得て辞任することができる。後任者は前2項の規定により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し主宰する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 協議会は、過半数の（会長及び）委員の出席をもって開催できるものとする。

(専門部会)

第6条 会長は、相談支援事業の推進に関する細部の専門事項について、調査・研究させるために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会員をもって組織する。

3 部会員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校、関係行政機関、障害当事者団体等に所属する者の中から会長が委嘱する。

4 部会長は、部会員の互選による。任期は2年とする。ただし、会長が必要と認める場合は任期の延長を行うことができる。

5 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、主宰する。

6 第2項から前項にまでに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(プロジェクト)

第7条 会長は、前項の専門部会では協議することが難しい事項について調査・研究させるために、プロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトの任期は付託期間終了までの協議会とする。なお協議会において付託期間の延長が認められた場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行の日以後最初に招集する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず障がい者支援課長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、令和6年9月1日から施行する。

報告事項 1

令和8年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告

1 趣旨

前回協議会(令和8年7月2日)以降令和8年度各専門部会等の開催状況について報告するものです。

2 報告内容

(1)相談支援部会

部会長:平 林 学(穂高悠生寮)

副部会長:海老原 晴香(相談支援センターらんぷ)

ア 部会等開催内容

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 7月23日(木) 【参加人数:19名】	【第4回安曇野市相談支援部会】 1 新規事業所の紹介 2 市からの連絡 3 令和8年度第1回自立支援協議会からの報告 4 学習会 基本相談について 5 フリートーク 6 各相談支援事業所からのお知らせや相談	・学習会では、障害者総合支援法における「基本相談支援」(法第5条第20項)の内容を確認し、相談員がどこまで対応しているか等、グループごと話し合った。
令和8年 8月24日(月) 【参加人数:20名】	【第5回安曇野市相談支援部会】 1 新規事業所の紹介 2 市からの連絡 3 学習会 成年後見制度について 4 フリートーク 5 各相談支援事業所からのお知らせや相談	・学習会では、「日頃現場で感じる成年後見制度についてグループで忌憚のない意見交換を行い、成年後見人が行ってくれる仕事内容を知るきっかけとする」をテーマとして、成年後見制度を利用している相談員から話を伺い、グループごと話し合った。

イ 短期入所受入体制に関するアンケート調査について

・第1回自立支援協議会において承認をいただいた上記のアンケート調査を令和8年8月3日に実施しました。

・対象事業所 安曇野市・松本市・大北圏域に所在する短期入所事業所 24 事業所

・回答事業所 18 事業所

・今後のスケジュールは以下のとおりです。

時 期	内 容
令和8年9～12月	集計
令和9年1月	相談支援部会にて報告、意見聴取
令和9年1～2月	自立支援協議会にて報告、
令和9年2～3月	対象の短期入所事業所へ報告

(2)精神障がい者社会復帰施設等連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和 8 年 9月 10 日(木) 【参加人数:25 名】	【第1回精神障がい者社会復帰施設等連絡会】 テーマ:精神障がい者の地域移行について 講師:豊科病院ソーシャルワーカー	・豊科病院ソーシャルワーカーから 実際に支援した事例の発表や事例 患者にインタビューした内容を聞き、 グループごと話し合った。

3 その他

(1)協議会・部会等今後のスケジュール

協議会・部会名等	開催予定日程					
	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会		第3回 26 日(木)			第4回 4 日(木)	
相談支援部会	第6回 15 日(木)	第7回 12 日(木)		第8回 14 日(木)	第9回 18 日(木)	第10回 11 日(木)
こども部会	第1回 27 日(火)				第2回 17 日(水)	
障がい児の教育保障検討 プロジェクト	第1回 19 日(月)	第2回 12 日(木)	第3回 10 日(木)	第4回 8 日(金)		
精神障がい者等社会復帰 施設等連絡会			第2回 22 日(火)			
就労系事業所連絡会		第1回 11 日(水)				第2回 18 日(木)

※現段階の予定であり変更することがあります。

報告事項 2

令和8年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告

1 趣旨

令和8年度第1回安曇野市自立支援協議会以降令和8年度第2回安曇野市自立支援協議会までに開催された松本障害保健福祉圏域関係会議の開催状況について報告するものです。

2 報告内容

(1)基幹相談センター連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 8月5日 (水)	令和8年度 第2回連絡会 (1)基幹相談支援センターの状況 (2)地域自立支援協議会の状況 (3)協議事項 ・連絡会の開催頻度について	・モニタリング結果検証、実績報告、アセスメントシート、記録の在り方等における情報共有を行った。 ・各地域第1回目の自立支援協議会実施報告を行い、部会設置状況及び構成についての情報共有を行った。 ・松本圏域自立支援協議会連絡会と別月の3か月に1回開催することとなる。

(2)令和8年度松本圏域自立支援協議会連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 8月20日 (木)	令和8年度 第2回連絡会 1 各プロジェクト等進捗状況・情報共有 【強度行動障がい児者支援検討プロジェクト】 【地域生活支援拠点準備プロジェクト】 【地域移行連絡会】 【就労選択支援連絡会】 2 県自立支援協議会部会に関する報告・情報共有	・11月27日(月)実施入所施設職員との情報交換会の準備検討を行う。 ・コアメンバー会議において、令和9年度の緊急時空床確保事業は今年度体制で実施し、令和10年度に向けて抜本的な事業見直しをしていくための検討を実施することとなる。 ・各市村での地域移行の取組は進められているもののグループホーム等受け入れ先の不足、金銭管理支援の難しさ、地域資源の偏在、困難ケースへの対応が共通課題とされた。 ・細かな事業利用についての相談があり対応している報告がある。 ・アセスメント結果をいつの段階で誰に伝えるのか等の新たな課題も発生している。 ・県自立支援協議会部会への選出基準について確認し、輪番表に基づいて対応していくこととなる。

(3) 松本圏域強度行動障がい児者支援検討プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 6月30日 (火)	令和8年度 第2回プロジェクト (1) 松本圏域自立支援協議会連絡会報告 (2) 付託事項確認 (3) 入所施設職員との情報交換会について (4) その他	・3か年計画が承認された。 ・「やさしいマップの製作に向けての情報収集」「入所施設職員との情報交換会」「地域住民への理解を深める啓発の準備」を今年と実施することになる。 ・「入所施設職員との情報交換会」は 11 月 27 日(金)梓川公民館で実施予定。

(4) 松本圏域地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 6月30日 (火)	令和8年度 第1回コアメンバー会議 (1) 緊急時空床確保事業について (2) 地域生活支援拠点整備事業検討プロジェクトコアメンバー会議次回会議について (3) その他	・令和9年度の緊急時空床確保事業については市村の当初予算編成に間に合わないため委託料は据え置く。抜本的な事業見直しを踏まえ、令和10年度以降の実施とする。
令和8年 7月30日 (木)	令和8年度 第2回コアメンバー会議 (1) 6/30 コアメンバー会議の振返り (2) 緊急時空床確保事業について	・松本圏域における令和10年度に向けた「空床確保事業の課題と在り方」「拠点事業における新たな方策」についてグループにおいて意見交換を行い、ショートステイ施設の不足、日中活動事業所への参加呼びかけが必要であることが課題となった。

(5) 松本圏域地域移行連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 7月29日 (火)	令和8年度 第1回担当者会議 (1) 情報提供 ア 令和7年度地域移行プロジェクトの取り組み イ 精神障がい者地域生活支援事業について (2) 会議事項 ア 地域の状況について (3) 現在の取り組みの中での課題等について (4) その他	・「病院実態調査」「地域移行相談先のリーフレット作成」「にも包括」の土台作りを実施し今後圏域全体で取り組むべき課題があれば新たなプロジェクト化を検討する。 ・長野県が実施する精神障がい者地域生活支援事業は過去には松本圏域自立支援協議会地域移行部会と一体的に実施してきた経過があり、本連絡会もその事業内にある「精神障がい者地域生活支援協議会」を兼ねる形で開催していく。 ・グループホーム等への受け入れ先不足、金銭管理支援の難しさ、地域資源の偏在、長期入院者や困難ケースへの対応が共通課題。

(6)松本圏域地域就労選択支援連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和8年 9月1日 (火)	令和8年度 第1回連絡会 (1)就労選択支援開始後の状況について (2)協議事項 ア 市村ごとの支給決定方法の確認 イ アセスメントシートの共有、引継ぎアップ デートについての確認 ウ その他運用についての協議 エ 連絡会メンバーの選出について	・支給決定の部分で相談支援専門員の制度理解や役割についてばらつきがあり混乱が見られる。 ・アセスメントシートは本人の理解が難しい場合があるが、課題が明確で学校としても参考になる。 ・児の場合、児として決定するのか者として決定するのか厚生労働省に問合せを行っているが回答が今のところない。 ・圏域として就労選択支援事業所を増やしていくことを検討する必要がある。 ・学校、事業所、相談支援専門員等のそれぞれの役割分担ができるとよい。 ・旧プロジェクトメンバーが引き続き連絡会に参加していく。